

成年年齢が

20 歳



18

歳



に引下げられました

18歳から成人です！

Check

未成年者が法定代理人（保護者）の同意を得ずにした法律行為は、原則「**未成年取消権*1**」を行使することができます。

一方で、18歳以上の成人はこの権利を行使できませんが、法定代理人の同意を得ずとも単独で法律行為を行うことができます！

*1 未成年取消権とは、未成年が法定代理人（保護者）の同意を得ずに行った契約について原則取り消すことができるという権利。



18歳でできること、できないこと



18歳でできること

- ・ 親の同意がなくても契約ができる。
（携帯電話の契約、クレジットカード作成
賃貸借契約、ローンを組む等）
- ・ 弁護士、公認会計士、行政書士などの国家資格の取得ができる。
- ・ 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更の審判をうけることができる。
- ・ 10年有効のパスポートを取得することができる。

18歳でできないこと

- ・ 飲酒、喫煙をする。
- ・ 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権（馬券など）を購入する。
- ・ 養子を迎える。
- ・ 大型・中型自動車運転免許を取得する。

金融リテラシーを身につけよう！

契約と信用

借金と利息

多重債務

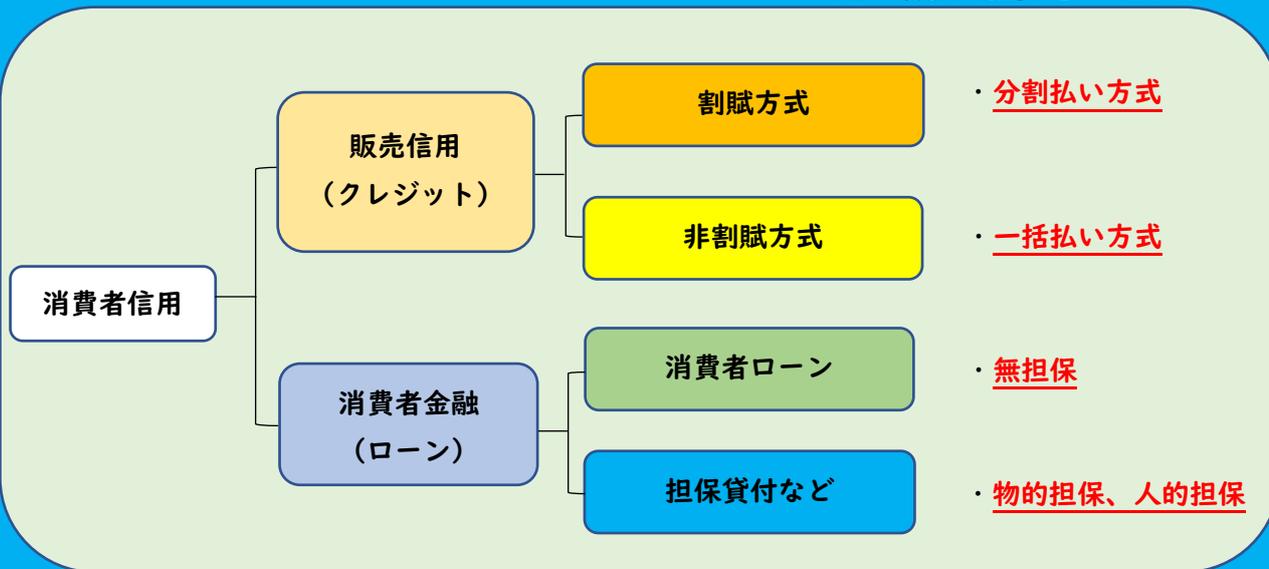
Check

契約と信用

契約とは意思表示の合致（申し込みと承諾）によって成立する法的な約束です。
 コンビニなどで商品を購入することも契約であり、またこの契約は口約束でも成立します。
 契約は当事者の自由な意思に基づいて結ぶことができます。（契約自由の原則）
 また、この契約を守ることを「**信用**」です。

消費者信用*2は、商品やサービスを後払いで販売する「販売信用」と、金銭を直接貸し付ける「消費者金融」の2つに大きく分けられます。

*2 消費者の「信用」に基づいて供与されるサービスのこと



借金と利息

Check

ローンもクレジットも消費者信用に基づいた**借金**です！

借りたお金（元金）の使用料を「**利息**」といい、金融機関などから借りたお金は、元金にその利息をプラスして返済しなければなりません。

金利には上限があります

貸入額が10万円未満の場合	年20%
貸入額が10万円以上100万円未満	年18%
貸入額が100万円以上の場合	年15%



利息制限法の上限金利を超える金利は、超過部分が無効となります。お金を借りる際には、必ず金利を確認しましょう。

返済期間が長くなる（月々の返済額が少ない）と、返済総額が多くなります

たとえば10万円を実質年利18.00%で借りたとき

1か月（30日）後に一括返済

元金全額 10万円＋
利息 1,479円を返済

返済総額
10万1,479円

毎月1万円ずつ返済

11回で全額返済できる。ただし最
終月の支払額は9,018円を返済。

↑ ↓ これだけの差！
10万9,018円

※特に「リボ払い」は借り入れが増えても返済額が一定なので、注意が必要です！！

借入れにあたっては利息や返済総額を意識しよう

- 必要最小限の金額であること
- 返済期間をなるべく短くすること
- 1回の返済額を可能な限り増やすこと

多重債務

Check

多重債務とは、複数の金融機関から借入を行い、借金を重ね、返済が困難になる状態のことです。

多債務の主な原因として

- 生活費補填
- 交際
- 失業
- ギャンブル依存症
- 後払い決済（BNPL）

多重債務防止の制度として

- 家計管理による収支の把握
- 安易に連帯保証人を引き受けない
- 返済計画をしっかりと立てる
- 返済に困ったら早めに相談
- いま本当に必要なものか考える

注意しましょう！

- 最近、ニュースで話題となっているように闇バイトによる事件が相次いでいます！闇バイトに取り込まれる若者の中には多くの借金を抱えたりしている場合もあるようです。
- 手っ取り早く、お金が得られるという話のほとんどはあなたを危険にさらします。万が一多重債務に陥ってしまった場合には、闇バイトを請け負ったり、ヤミ金融から借りたりするよりも、一刻も早く相談窓口で相談しましょう。

相談窓口はこちらです。（「大阪府 多重債務の相談窓口」で検索↓）

[多重債務の相談窓口について 大阪府ホームページ](#)



【お問い合わせ】

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ

【電話番号】(06) 6210-9506 【受付時間】 9:00～18:00

（土曜日・日曜日・祝日及び12/29～1/3を除く）

【参考文献】

日本貸金業協会発行

「金融トラブル防止のためのQ&A22の疑問」

2023年版